

一般教育訓練明示書

講座の名称	介護福祉士実務者研修（ヘルパー2級修了者）			
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 7回)			
指定講座番号(15桁)	622001	—	2310032	— 6
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和3年6月4日	過去一年の講座実績	入講者数(累積) (9人)	修了者数 (9人)
訓練期間	2ヶ月		総訓練時間	327.5時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	介護福祉士実務者研修			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	介護職に従事することを希望する者や介護福祉士取得を目指している、また16歳以上の演習を含むすべての家庭を自分一人の力で受講・遂行することが可能な者。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	介護・福祉業界			
2. 教育訓練の内容				
教科（カリキュラム）	時間	使用教材名		
社会の理解Ⅱ（通信課程）	30	実務者研修テキスト① 人間の尊厳と自立・社会の理解		
コミュニケーション技術（通信課程）	20	実務者研修テキスト③ 介護におけるコミュニケーション技術		
発達と老化の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
発達と老化の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
認知症の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
認知症の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
障害の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
障害の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
こころとからだのしくみⅡ（通信課程）	60	実務者研修テキスト⑥ 介護に関わるこころとからだ		
介護過程Ⅱ（通信課程）	25	実務者研修テキスト⑤ 介護過程の基礎知識と応用		
医療的ケア（通信課程）	50	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践		
介護過程Ⅲ（通学過程）	45	実務者研修テキスト③⑤⑥		
医療的ケア（通学過程）	7.5	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践		
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）				
①受講するに当たって必要な実務経験等	介護実務経験1年以上が望ましい。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士受験に必要な要件の一つとして実務経験3年のため、実務経験1年以上が望ましい。 ・学歴不問、資格はなくても実務経験があれば可能。 			
③その他	なし。			

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (令和6年度実績)					
(1) 資格取得状況					
① 令和6年度内の受講修了者数	9	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	9	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	9	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	9	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	9	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	5	人	②A: 就業者計	9人
	2 非正社員、派遣社員	4	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	8	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	8人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	5	人	④A: 就業者計	9人
	2 非正社員、派遣社員	4	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業者	0	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	9人
	2 1割以上3割未満増加した	1	人		
	3 1割未満増加した	1	人		
	4 変わらない	7	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	5	人	⑥の回答数合計	9人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 早期に転職・再就職できる	0	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	0	人		
	7 趣味・教養に役立つ	1	人		
	8 その他の効果	1	人		
	9 特に効果はない	1	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	6	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	9人
	2 おおむね満足	3	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・受講後、介護福祉士を受験し合格することができた。 ・実務に活かせる研修内容で満足度が高かった。 					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法			<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題を採点する。 ・通学科目の修了評価試験で判定する。 		
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数			スクーリング実施場所: 介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形内研修室 期間、回数: 週1回 7回通学(2ヶ月間)		
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
【修了認定基準】			【通学科目修了認定方法】		
<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題全ての科目を7割以上の得点 ・全ての授業を出席 ・通学科目ごとの修了評価試験で評価C以上 			<ul style="list-style-type: none"> ・介護過程Ⅲの実技評価を実施 ・医療的ケアの演習の所定回数を満たし、手順通りにできていることを確認する 		

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	随時質問等を受け付け、受講生にこまめな声掛けを行い、個別指導が必要な場合は講師より授業時間外に指導を行っている。								
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談希望の有無のアンケートを配布し、相談希望の場合は就職支援相談員が個別に就職サポートの対応を行っている。 ・センター内に自由に閲覧できる求人票を掲示している。 ・介護福祉士受験前の時期に、受講生を対象とした受験対策講座を実施している。 								
8. その他の事項									
指定教育訓練実施者名及び代表者名	株式会社Y-next (代表者名: 米田謙)								
住所及び連絡先	山形市富の中一丁目1番12号 TEL 023-616-7664								
施設名称及び施設長名	介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形 (施設長: 米田謙)								
住所及び連絡先	山形市馬見ヶ崎二丁目12-19 TEL 023-616-7664								
給付制度担当部署・者	研修事務 (担当者: 塩野真都)								
連絡先	TEL 023-616-7664								
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 60,500 円								
① 一括払	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">60,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(うち、必須教材費</td> <td style="text-align: right;">10,996 円)</td> </tr> </table>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	60,500 円	(うち、必須教材費	10,996 円)		
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円								
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	60,500 円								
(うち、必須教材費	10,996 円)								
② 分割払									
③ 両方可能									
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 副読本代(税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	① 副読本代(税込額)	0 円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円	③ 施設維持費(税込額)	0 円	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円
① 副読本代(税込額)	0 円								
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円								
③ 施設維持費(税込額)	0 円								
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円								
	3. 総額 (1+2) (税込額) 60,500 円								

〔 特 記 事 項 〕

※申請のためにハローワークに提出する「教育訓練修了証明書」の「受講開始日」は、テキストを発送した日となります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られません。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	介護福祉士実務者研修（介護職員基礎研修修了者）			
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 1回)			
指定講座番号(15桁)	622001	—	2310052	— 1
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 令和3年6月4日	過去一 年の講 座実績	入講者数(累積)(2人)	修了者数(2人)
講座の創設年月日	令和10年3月31日まで			
訓練期間	1ヶ月		総訓練時間	57.5時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		介護福祉士実務者研修		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		介護職に従事することを希望する者や介護福祉士取得を目指している、また16歳以上の演習を含むすべての家庭を自分一人の力で受講・遂行することが可能な者。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		介護・福祉業界		
2. 教育訓練の内容				
教科（カリキュラム）	時間	使用教材名		
医療的ケア(通信課程)	50	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践		
医療的ケア(通学過程)	7.5	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践		
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）				
①受講するに当たって必要な実務経験等		介護実務経験1年以上が望ましい。		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		・介護福祉士受験に必要な要件の一つとして実務経験3年のため、実務経験1年以上が望ましい。 ・学歴不問、資格はなくても実務経験があれば可能。		
③その他		なし。		

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (令和6年度実績)					
(1) 資格取得状況					
① 令和6年度内の受講修了者数	2	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	2	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	2	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	2	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	2	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計	2人
	2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	②B: 非就業者計	
	4 非就業	0	人		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	2	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	2人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(轉)	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	0	人	④A: 就業者計	2人
	2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	④B: 非就業者計	
	4 非就業者	0	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	2人
	2 1割以上3割未満増加した	0	人		
	3 1割未満増加した	0	人		
	4 変わらない	2	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	⑥の回答数合計	2人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 早期に転職・再就職できる	1	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	0	人		
	7 趣味・教養に役立つ	0	人		
	8 その他の効果	1	人		
	9 特に効果はない	0	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	2人
	2 おおむね満足	0	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・受講後、介護福祉士を受験し合格することができた。 ・実務に活かせる研修内容で満足度が高かった。 					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題を採点する。 ・通学科目の修了評価試験で判定する。 				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間、回数	スクーリング実施場所: 介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形内研修室 期間、回数: 1回通学(1ヶ月間)				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
【修了認定基準】			【通学科目修了認定方法】		
<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題全ての科目を7割以上の得点 ・全ての授業を出席 ・通学科目ごとの修了評価試験で評価C以上 			<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの演習の所定回数を満たし、手順通りにできていることを確認する 		

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	随時質問等を受け付け、受講生にこまめな声掛けを行い、個別指導が必要な場合は講師より授業時間外に指導を行っている。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談希望の有無のアンケートを配布し、相談希望の場合は就職支援相談員が個別に就職サポートの対応を行っている。 ・センター内に自由に閲覧できる求人票を掲示している。 ・介護福祉士受験前の時期に、受講生を対象とした受験対策講座を実施している。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	株式会社Y-next (代表者名: 米田謙)
住所及び連絡先	山形市富の中一丁目1番12号 TEL 023-616-7664
施設名称及び施設長名	介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形 (施設長: 米田謙)
住所及び連絡先	山形市馬見ヶ崎二丁目12-19 TEL 023-616-7664
給付制度担当部署・者	研修事務 (担当者: 塩野真都)
連絡先	TEL 023-616-7664
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 33,000 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 0 円
①一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 33,000 円 (うち、必須教材費 2,200 円)
②分割払	
③両方可	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円
	① 副読本代 (税込額) 0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額) 0 円
	③ 施設維持費 (税込額) 0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 33,000 円

〔特記事項〕

※申請のためにハローワークに提出する「教育訓練修了証明書」の「受講開始日」は、テキストを発送した日となります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていないので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	介護福祉士実務者研修（初任者研修修了者）			
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 7回)			
指定講座番号(15桁)	622001	—	2310042	— 9
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和3年6月4日	過去一年の講座実績	入講者数(累積) (62人)	修了者数 (62人)
訓練期間	2ヶ月		総訓練時間	327.5時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	介護福祉士実務者研修			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	介護職に従事することを希望する者や介護福祉士取得を目指している、また16歳以上の演習を含むすべての家庭を自分一人の力で受講・遂行することが可能な者。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	介護・福祉業界			
2. 教育訓練の内容				
教科（カリキュラム）	時間	使用教材名		
社会の理解Ⅱ（通信課程）	30	実務者研修テキスト① 人間の尊厳と自立・社会の理解		
介護の基本Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト② 介護の基本的理解とリスクマネジメント		
コミュニケーション技術（通信課程）	20	実務者研修テキスト③ 介護におけるコミュニケーション技術		
介護過程Ⅱ（通信課程）	25	実務者研修テキスト⑤ 介護過程の基礎知識と応用		
こころとからだのしくみⅡ（通信課程）	60	実務者研修テキスト⑥ 介護に関わるこころとからだ		
発達と老化の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
発達と老化の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
認知症の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
障害の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解		
医療的ケア（通信課程）	50	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践		
介護過程Ⅲ（通学過程）	45	実務者研修テキスト③⑤⑥		
医療的ケア（通学過程）	7.5	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践		
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）				
①受講するに当たって必要な実務経験等	介護実務経験1年以上が望ましい。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士受験に必要な要件の一つとして実務経験3年のため、実務経験1年以上が望ましい。 ・学歴不問、資格はなくても実務経験があれば可能。 			
③その他	なし。			

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (令和6年度実績)					
(1) 資格取得状況					
① 令和6年度内の受講修了者数	62	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	62	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	62	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	62	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	62	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	39	人	②A: 就業者計	57人
	2 非正社員、派遣社員	17	人		
	3 その他の就業(自営業等)	1	人		
	4 非就業	5	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	57	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	57人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(轉)	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	38	人	④A: 就業者計	54人
	2 非正社員、派遣社員	15	人		
	3 その他の就業(自営業等)	1	人		
	4 非就業者	5	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	52人
	2 1割以上3割未満増加した	1	人		
	3 1割未満増加した	7	人		
	4 変わらない	43	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	1	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	34	人	⑥の回答数合計	62人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	9	人		
	4 早期に転職・再就職できる	2	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	3	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	7	人		
	7 趣味・教養に役立つ	4	人		
	8 その他の効果	3	人		
	9 特に効果はない	0	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	5人
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	2	人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	2	人		
	4 就職していない	1	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	31	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	62人
	2 おおむね満足	30	人		
	3 どちらとも言えない	1	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・受講後、介護福祉士を受験し合格することができた。 ・実務に活かせる研修内容で満足度が高かった。 					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題を採点する。 ・通学科目の修了評価試験で判定する。 				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間、回数	スクーリング実施場所: 介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形内研修室 期間、回数: 週1回 7回通学(2ヶ月間)				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
【修了認定基準】	【通学科目修了認定方法】				
<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題全ての科目を7割以上の得点 ・全ての授業を出席 ・通学科目ごとの修了評価試験で評価C以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護過程Ⅲの実技評価を実施 ・医療的ケアの演習の所定回数を満たし、手順通りにできていることを確認する 				

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	随時質問等を受け付け、受講生にこまめな声掛けを行い、個別指導が必要な場合は講師より授業時間外に指導を行っている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談希望の有無のアンケートを配布し、相談希望の場合は就職支援相談員が個別に就職サポートの対応を行っている。 ・センター内に自由に閲覧できる求人票を掲示している。 ・介護福祉士受験前の時期に、受講生を対象とした受験対策講座を実施している。 		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	株式会社Y-next		(代表者名: 米田謙)
住所及び連絡先	山形市富の中一丁目1番12号		TEL 023-616-7664
施設名称及び施設長名	介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形		(施設長: 米田謙)
住所及び連絡先	山形市馬見ヶ崎二丁目12-19		TEL 023-616-7664
給付制度担当部署・者	研修事務		(担当者: 塩野真都)
連絡先	TEL 023-616-7664		
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		60,500 円
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	(うち、必須教材費	60,500 円 11,547 円)
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0 円
	① 副読本代 (税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		60,500 円

〔特記事項〕

※申請のためにハローワークに提出する「教育訓練修了証明書」の「受講開始日」は、テキストを発送した日となります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られません。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

一般教育訓練明示書

講座の名称	介護福祉士実務者研修（無資格者）				
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 7回)				
指定講座番号(15桁)	622001	—	2310022	—	3
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和3年6月4日	過去一年の講座実績	入講者数(累積) (39人)	修了者数 (39人)	
訓練期間	2ヶ月		総訓練時間	458時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		介護福祉士実務者研修			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		介護職に従事することを希望する者や介護福祉士取得を目指している、また16歳以上の演習を含むすべての家庭を自分一人の力で受講・遂行することが可能な者。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		介護・福祉業界			
2. 教育訓練の内容					
教科（カリキュラム）	時間	使用教材名			
人間の尊厳と自立（通信課程）	5	実務者研修テキスト① 人間の尊厳と自立・社会の理解			
社会の理解Ⅰ（通信課程）	5	実務者研修テキスト① 人間の尊厳と自立・社会の理解			
社会の理解Ⅱ（通信課程）	30	実務者研修テキスト① 人間の尊厳と自立・社会の理解			
介護の基本Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト② 介護の基本的理解とリスクマネジメント			
介護の基本Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト② 介護の基本的理解とリスクマネジメント			
コミュニケーション技術（通信課程）	20	実務者研修テキスト③ 介護におけるコミュニケーション技術			
生活支援技術Ⅰ（通信課程）	20	実務者研修テキスト④ 生活支援の技術と環境整備			
生活支援技術Ⅱ（通信課程）	30	実務者研修テキスト④ 生活支援の技術と環境整備			
介護過程Ⅰ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑤ 介護過程の基礎知識と応用			
介護過程Ⅱ（通信課程）	25	実務者研修テキスト⑤ 介護過程の基礎知識と応用			
発達と老化の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解			
発達と老化の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解			
認知症の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解			
認知症の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解			
障害の理解Ⅰ（通信課程）	10	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解			
障害の理解Ⅱ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑦ 老年期の疾病と認知症・障がいの理解			
こころとからだのしくみⅠ（通信課程）	20	実務者研修テキスト⑥ 介護に関わるこころとからだ			
こころとからだのしくみⅡ（通信課程）	60	実務者研修テキスト⑥ 介護に関わるこころとからだ			
医療的ケア（通信課程）	50	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践			
介護過程Ⅲ（通学過程）	45	実務者研修テキスト③⑤⑥			
医療的ケア（通学過程）	7.5	実務者研修テキスト⑧ 医療的ケアの理論と実践			
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）					
①受講するに当たって必要な実務経験等		介護実務経験1年以上が望ましい。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士受験に必要な要件の一つとして実務経験3年のため、実務経験1年以上が望ましい。 ・学歴不問、資格はなくても実務経験があれば可能。 			
③その他		なし。			

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (令和6年度実績)					
(1) 資格取得状況					
① 令和6年度内の受講修了者数	39	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	39	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	39	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	39	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	39	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	20	人	②A: 就業者計 36人	
	2 非正社員、派遣社員	16	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	2	人		②B: 非就業者計
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	33	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 35人	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(轉)	2	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	20	人	④A: 就業者計 33人 ④B: 非就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	13	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業者	2	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下) 33人	
	2 1割以上3割未満増加した	0	人		
	3 1割未満増加した	7	人		
	4 変わらない	26	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	18	人	⑥の回答数合計 37人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	6	人		
	4 早期に転職・再就職できる	1	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	2	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	3	人		
	7 趣味・教養に役立つ	3	人		
	8 その他の効果	2	人		
	9 特に効果はない	1	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 2人	
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	1	人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	1	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	26	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 38人	
	2 おおむね満足	12	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・受講後、介護福祉士を受験し合格することができた。 ・実務に活かせる研修内容で満足度が高かった。 					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題を採点する。 ・通学科目の修了評価試験で判定する。 				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間、回数	スクーリング実施場所: 介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形内研修室 期間、回数: 週1回 7回通学(2ヶ月間)				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
【修了認定基準】	【通学科目修了認定方法】				
<ul style="list-style-type: none"> ・通信課題全ての科目を7割以上の得点 ・全ての授業を出席 ・通学科目ごとの修了評価試験で評価C以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護過程Ⅲの実技評価を実施 ・医療的ケアの演習の所定回数を満たし、手順通りにできていることを確認する 				

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	随時質問等を受け付け、受講生にこまめな声掛けを行い、個別指導が必要な場合は講師より授業時間外に指導を行っている。								
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談希望の有無のアンケートを配布し、相談希望の場合は就職支援相談員が個別に就職サポートの対応を行っている。 ・センター内に自由に閲覧できる求人票を掲示している。 ・介護福祉士受験前の時期に、受講生を対象とした受験対策講座を実施している。 								
8. その他の事項									
指定教育訓練実施者名及び代表者名	株式会社Y-next (代表者名: 米田謙)								
住所及び連絡先	山形市富の中一丁目1番12号 TEL 023-616-7664								
施設名称及び施設長名	介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形 (施設長: 米田謙)								
住所及び連絡先	山形市馬見ヶ崎二丁目12-19 TEL 023-616-7664								
給付制度担当部署・者	研修事務 (担当者: 塩野真都)								
連絡先	TEL 023-616-7664								
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 88,000 円								
支払い方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">88,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(うち、必須教材費 11,725 円)</td> </tr> </table>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	88,000 円		(うち、必須教材費 11,725 円)		
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円								
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	88,000 円								
	(うち、必須教材費 11,725 円)								
①一括払									
②分割払									
③両方可									
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">① 副読本代 (税込額)</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	① 副読本代 (税込額)	0 円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	③ 施設維持費 (税込額)	0 円	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円
① 副読本代 (税込額)	0 円								
② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円								
③ 施設維持費 (税込額)	0 円								
④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円								
	3. 総額 (1+2) (税込額) 88,000 円								

〔特記事項〕

※申請のためにハローワークに提出する「教育訓練修了証明書」の「受講開始日」は、テキストを発送した日となります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られません。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。